

希望の党「国家緊急事態」の提案理由

希望の党案

第9章 国家緊急事態

第95条の2 内閣総理大臣は、著しく異常かつ激甚な非常災害等の緊急事態が発生した場合において、国会による法律の制定その他の通常の統治機構の運用によつては当該緊急事態を收拾することが著しく困難であるときは、我が国の存立を全うし、この憲法の定める統治の基本秩序及び国民の基本的人権を維持するために、内閣を代表して、国家緊急事態の宣言をすることができる。

- ② 国家緊急事態の宣言をするに当たつては、事前に国会の承認を得なければならない。ただし、特に緊急の必要があり事前に国会の承認を得るいとまがないときは、国家緊急事態の宣言の後直ちに、国会の承認を得なければならない。
- ③ 百日を超えて国家緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。
- ④ 前二項の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「三日以内」と読み替えるものとする。
- ⑤ 内閣総理大臣は、第二項ただし書若しくは第三項の場合において不承認の議決があつたとき、国会が国家緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき又は国家緊急事態の宣言を継続する必要がないときは、直ちに国家緊急事態の宣言を解除しなければならない。
- ⑥ 国家緊急事態の宣言が効力を有する間は、国民の生命、身体及び財産の保護のために真に緊急に必要な場合に限り、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定し、並びに内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分及び地方自治体の長に対する必要な指示をすることができる。
- ⑦ 前項の政令は、国民の生命、身体及び財産を保護するために真に必要な最小限度のものでなければならない。
- ⑧ 第六項の政令の制定及び処分については、事後に国会の承認を得なければならない。
- ⑨ 国家緊急事態の宣言が効力を有する間は、法律で定めるところにより、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

●現行憲法に対する考え方

- ・ 現行憲法には、「参議院の緊急集会」(54条2項・3項)の規定を除き、緊急事態に対処するための規定が設けられていない。
- ・ しかし、我が国の存立を揺るがすような危機的な事態が発生し、現行憲法が定める通常の統治の在り方では收拾し難いという場面が生じることを否定することはできない。そのような場面に際しても、国家には国民を守り抜くためにあらゆる措置を講ずる責務があり、「対処できない」では済まされない。
- ・ そこで、そのような危機的な事態の発生に際して、国民の権利が踏みにじられるおそれがある「超法規的措置」がとられることなく、あくまで憲法秩序の下で收拾できることとなるよう、通常の統治の在り方の例外となる場面での対処法を、「歯止め」とともに、予め憲法に盛り込んでおくべきであるとする。

●希望の党案の考え方

- ・ 自然災害や武力攻撃災害などにより国民の生命、身体及び財産が危機に瀕しているときに、これを保護するのは国家の当然の責務である。特に、著しく異常かつ激甚な非常災害等の緊急事態が発生した場合において、通常の統治の在り方によってはその事態を收拾することが著しく困難であるときは、我が国の存立や統治の基本秩序・基本的人権を維持するために、通常の統治の在り方を超えてでも、可能な限りのあらゆる手段を講じて、国民を守り抜く必要がある。そこで、国家緊急事態における通常の統治の在り方の特例を設けることとした。
- ・ 具体的には、内閣総理大臣が、内閣を代表して、国家緊急事態の宣言をした上で【1項】、政府が迅速かつ適切に国家緊急事態を收拾できるよう、①緊急政令の制定、②緊急財政処分及び③地方自治体の首長への指示の規定を設けるとともに【6項】、国家緊急事態であっても、できる限り国会が機能し、被災地を含めた国民の多様な利益と意見を代表する国会による立法機能や民主的統制機能が果たされるようにするため、④国会議員の任期・選挙期日の特例を設けた【9項】。
- ・ もちろん、国民を守るための国家緊急事態の宣言が濫用され、国民の権利が過度に踏みにじられるようなことがあってはならない。そこで、本改正案では、その「歯止め」として、宣言の要件につき、①著しく異常かつ激甚な非常災害等の緊急事態が発生した場合であり、かつ、②通常の統治機構の運用ではその事態の收拾が著しく困難であるときに限定した【1項】。また、手続面でも、宣言を行うには、特に緊急を要する場合を除き、国会の事前承認を必要とし【2項】、濫用防止を図った。そして、宣言が必要以上に長期間にわたらないよう、有効期間を100日とした上で、継続する場合は必ず事前に国会の承認を得ることとした【3項】。さらに、緊急政令については、基本的人権を制約する内容を含むことも当然に想定されるが、その場合であっても、国民の生命、身体及び財産を保護するために真に必要な最小限度のものでなければならないものと規定し、過度に基本的人権が制約されることがないようにした【7項】。緊急政令や緊急財政処分については、事後の国会承認を要することとした【8項】。